破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１５７号
福島県二本松市安達ヶ原１丁目291番地１特別養護老人ホーム安達ヶ原あだたら荘
債務者　五十嵐達也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４２８１号
大阪府東大阪市長栄寺４番11号　ギャラリーシェアハウスアルト　Ｄ号、前住所奈良県宇陀市菟田野岩崎67番地の１
債務者　南浦　篤弘
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６０号
大阪府東大阪市川田１丁目18番12号
債務者　新山眞智子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６３号
大阪市北区本庄東２丁目２番27号　大阪天神橋ハイム　501号室
債務者　西川　智子（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳本　千恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９４号
堺市堺区南島町２丁103番地１　ヴィレッタ南島町201号
債務者　野本　幸大
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４３号
神戸市長田区一番町３丁目１番地市住３―1219号、従前の住所神戸市長田区片山町３丁目11番34号
債務者　花本　瑞稀
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５４号
兵庫県三木市大塚１丁目７番65号
債務者　橋爪　文子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８号
大阪府豊中市利倉３丁目11番７号
債務者　寺倉　吉彦
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９６１号
福岡市南区花畑２丁目33番14号
債務者　吉田　佳史
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８号
大分市大字畑中929番地の３（県病宿舎114）、申立時の住所福岡県筑後市長浜530番地２リベルテタウンＡ201号室、申立時の住民票上の住所福岡県大川市大字向島1106番地８
債務者　山口　宏満
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
宮城県大崎市田尻沼部字十文字52番地、従前の住所宮城県大崎市田尻沼部字新富岡41番地
債務者　橋元　恵美（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２６２８号
横浜市戸塚区汲沢１丁目13番８―102号
債務者　永林　政直
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海江田　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９２号
岐阜県関市武芸川町八幡435番地２
債務者　古田　浜恵
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
奈良市朱雀５丁目17番地の２　ヴィラ朱雀Ⅱ201
債務者　住澤　純人
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井麻起子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４８号
奈良市佐紀町3302番地の１　コープ野村西大寺204号、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目５番22―402号
債務者　石田　明伸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　茂久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２１号
新潟県村上市羽ヶ榎56番地７、前住所新潟県胎内市野中288番地３
債務者　山田奈美子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部